

土高発第 326 号
令和 2 年 5 月 19 日

各土浦市指定介護保険サービス事業所
管理者 殿

土浦市保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対応のお願いについて

日頃より、介護保険事業に格段の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、5月14日に茨城県を含む39県で緊急事態宣言が解除されたことに伴い、県では、東京圏や県内での感染状況及び医療提供体制などを踏まえ、独自の新型コロナ対策指針に照らし、5月18日から外出自粛や休業要請の対象等が一部解除・緩和されたところです。

しかしながら、再び感染を拡大させないため、引き続き、新規感染者を発生させない取組の維持に努められるとともに、特にクラスターの発生が懸念される社会福祉施設等におかれましては、施設内感染の徹底防止の観点から、改めて下記に留意いただきますようお願いいたします。

記

【職員について】

- 職員の皆様には、引き続き、感染源とならないよう「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、県境をまたぐ移動、特に、緊急事態宣言の都道府県（東京都・千葉県・埼玉県等）への不要不急の外出等については厳に自粛をお願いします。
- 日々の体調を把握して発熱等の症状が認められる場合は、出勤しないようお願いします。また、すぐに協力医療機関等に相談し、医療機関を受診するようお願いします。

【利用者等について】

- 利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策の実施をお願いします。
- 家族等による面会については、緊急やむを得ない場合を除き制限をお願いします。
- 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つようお願いします。

<お問い合わせ先>

土浦市保健福祉部高齢福祉課介護管理係
担当：高橋
電話：029-826-1111（内線 2462）
E-mail：kourei@city.tsuchiura.lg.jp